

報道関係者 各位

令和6年6月11日(火)

【照会先】

愛知労働局職業安定部職業対策課

課長 神谷 しのぶ

雇用助成室長 立澤 幸浩

事業所給付監査官 高木 洋和

(電話) 052-219-5518

雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金の不正受給に関与した
社会保険労務士の公表

今般、下記の社会保険労務士において、雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金の不正受給に関与したことが確認されましたので公表します。

社会保険労務士	名称	SR OFFICE 社会保険労務士 森本事務所
	所在地	三重県鈴鹿市一ノ宮町 1177-3 E-562-6
	氏名	森本 利彦 (もりもと としひこ)
不正受給の概要 1	助成金名	雇用調整助成金
	不正受給額 (返還状況)	4,694,000 円 (未返還)
	支給決定等 取消年月日	令和6年6月11日
	内容	愛知労働局管内の事業所 1 社に係る当該助成金の申請において、実際の休業日数よりも過大に休業したとする虚偽の申請書類を作成し、当該助成金の不正受給に関与したものの。
不正受給の概要 2	助成金名	① 雇用調整助成金 ② 緊急雇用安定助成金
	不正受給額 (返還状況)	① 1,092,960 円 (未返還) ② 135,000 円 (未返還)
	支給決定等 取消年月日	令和6年6月11日
	内容	愛知労働局管内の事業所 1 社に係る当該助成金の申請において、休業していないにもかかわらず、休業したとする虚偽の申請書類を作成し、当該助成金の不正受給に関与したものの。